

令和4年4月から

高額療養費の支給申請手続きの簡素化を導入します！

「高額療養費」とは、1か月に支払った保険適用分の医療費が一定の額を超えた場合に、その超えた額が支給されるものです。

これまで、高額療養費の支給を受けるには、該当月ごとに申請書と領収書を提出する必要がありましたが、令和4年4月（令和4年1月診療分）から**支給申請簡素化の手続きを一度行うと、次回以降の申請が不要となり、高額療養費を自動で指定口座にお振込みいたします。**

1 対象者

以下の要件を満たす世帯が対象となります。

- 国民健康保険税（以下、「国保税」という。）の滞納がない世帯主
（国保税の滞納がある場合でも、滞納している国保税に充当することに同意されると対象となります。）
- 申請書に記載する承諾事項に同意していただける世帯主

2 申請方法

対象となる世帯主には、随時、申請書を送付しますので、申請書の本庁又は、支所に提出してください。

《申請に必要なもの》

- ①国民健康保険証、②振込み先の口座情報がわかるもの（通帳等）、③世帯主のマイナンバーを証明するもの、④印鑑、⑤窓口に来られる方の身分証明書

※世帯主以外の口座に振り込む場合は、世帯主の了承が必要です。

支給簡素化の手続きを申請されますと、該当診療月から約4ヶ月後に自動でお振込みとなります。



3 支給方法

高額療養費（外来年間合算を含む）を支給する場合は、指定口座へ自動振込をします。

支給金額や振込日については、「支給決定通知書」の発送をもってお知らせにかえさせていただきます。 支給がない場合は、通知書の送付はありません。

該当の診療月から約4カ月後に振り込みますが、審査等により遅れる場合があります。

令和3年12月診療分以前の高額療養費は、申請が必要です。

令和3年12月までの高額療養費については、支給申請簡素化の対象になりませんので、該当月ごとに申請が必要となります。 高額療養費の該当がある場合は、これまでに申請書を送付していますので、申請忘れがないよう提出してください。

【申請・お問合せ先】

〒863-8631 天草市東浜町8番1号

天草市役所 国保年金課 国保給付係 電話 0969-23-1111（内線 1027）

直通 0969-24-8802

（支所の申請窓口：牛深支所・市民生活課、その他の支所・まちづくり推進課）